

主 催：愛媛県信用漁業協同組合連合会

第 1 3 回 「えひめ水産業WEBセミナー」

日 時：令和5年1月24日（火） 15：00～17：00

次 第

1. 開会

2. 講演 第1部「食品業界の動向及び加工輸出の状況について」

中小企業診断士 折戸 裕行 氏

第2部「輸出促進法の改正に伴う支援措置の概要等について」

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部

融資企画部 林業水産食品グループ 金岡 一成 氏

3. 閉会

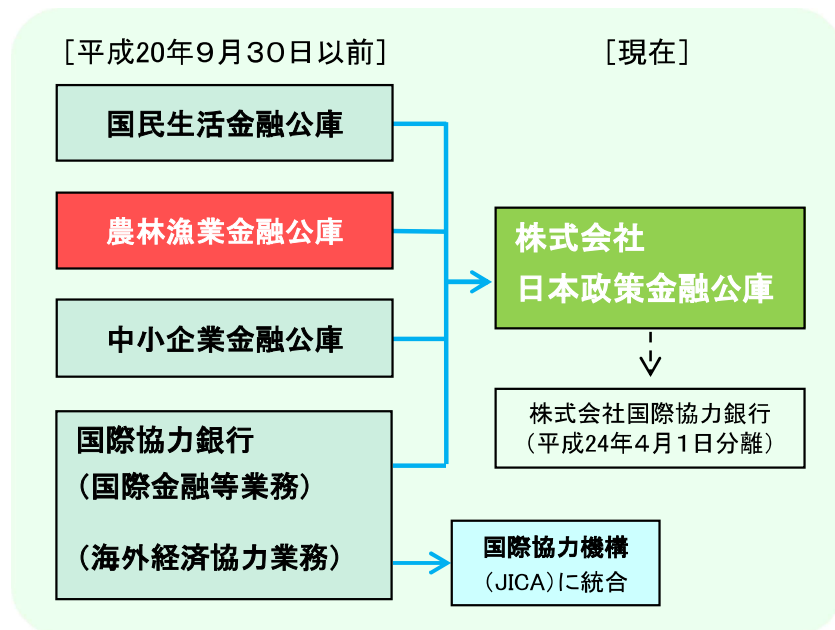
輸出促進法の改正に伴う 支援措置の概要等について

<内容>

1. 日本公庫農林水産事業の概要
2. 農林水産物・食品輸出額の推移
3. 改正輸出促進法による支援措置の概要
4. 農林水産物・食品輸出基盤強化資金の概要
5. 日本公庫農林水産事業の輸出支援の取組み

日本公庫の概要 ①

- 平成20年10月1日、4つの政府系金融機関が統合し、株式会社日本政策金融公庫が発足。
(国際協力銀行は平成24年に分離)
- 日本政策金融公庫農林水産事業は、旧農林漁業金融公庫の業務を承継しています。



▼ 農林水産事業の行う業務

- 農林漁業者に対する長期資金の融資業務
- 国産農林水産物を使用する加工流通業者に対する長期資金の融資業務
- 民間金融機関による農業融資を信用補完する証券化支援業務
- 農林漁業法人等投資育成事業を行うLPS等への出資業務
- その他（融資先に対する経営支援サービスの提供等）

株式会社日本政策金融公庫の概要（R4.3.31現在）

設立	平成20年10月1日
根拠法	株式会社日本政策金融公庫法
業務	国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業 危機対応等円滑化業務
総裁	田中 一穂
本店	東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
職員数	7,436人（令和3年度予算定員） うち農林水産事業 870人
店舗数	国内（沖縄県以外）152支店 うち農林水産事業 48支店（北海道3支店） 海外駐在員事務所 2カ所
融資残高	29兆1,515億円 うち農林水産事業 3兆5,517億円

日本公庫の概要 ②

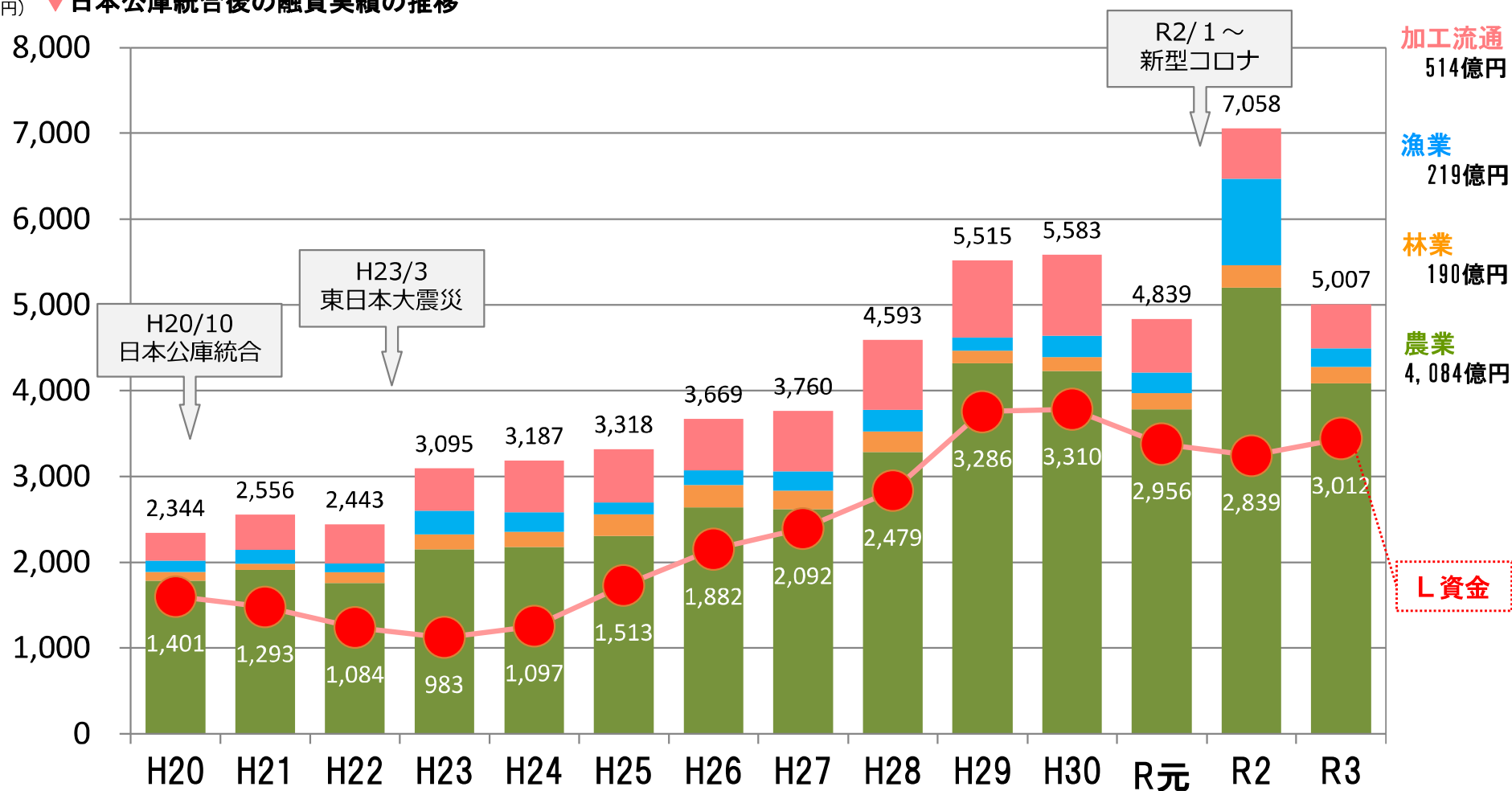
◆ 日本公庫の主な業務



融資実績の推移

➤R3年度は新型コロナに対応したSN資金の減少を主因として、融資額・融資件数が減少しています。また、コロナ禍の苦境をチャンスと捉え、設備投資を行う農業者も多く、スーパーL資金の融資実績は前年度を上回っています。

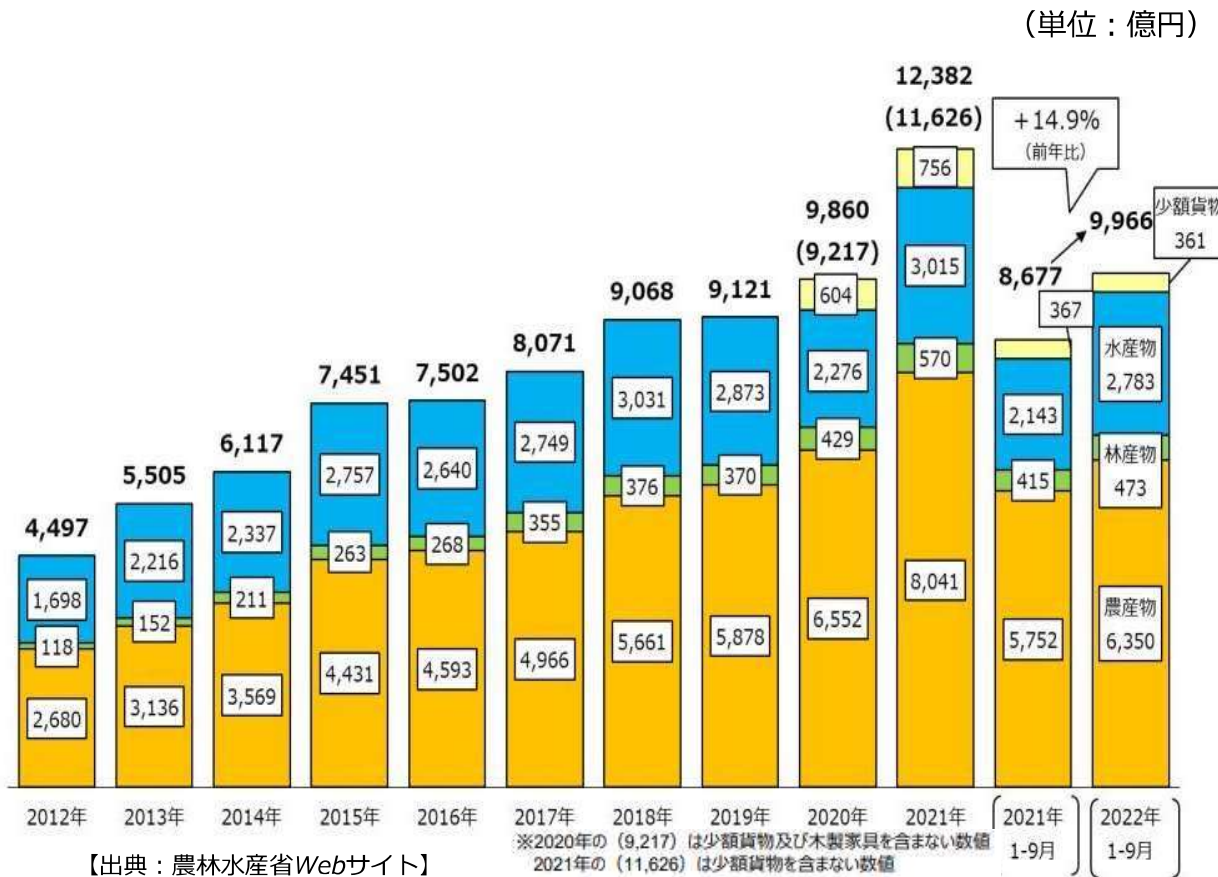
(億円) ▼日本公庫統合後の融資実績の推移



農林水産物・食品輸出額の推移

- 農林水産物・食品輸出はコロナ禍でも増加し、2021年には1兆円を突破。
 - ・日本の食材の認知度の向上（インバウンドの拡大で日本の食を体験）
 - ・世界的な農産物価格の上昇（中国の需要拡大、地球温暖化による生産不安定化）
- 速報値では、2022年10月時点で輸出額が1兆を突破し、前年を上回るペースで輸出が伸びている状況です。

＜農林水産物・食品 輸出額の推移＞



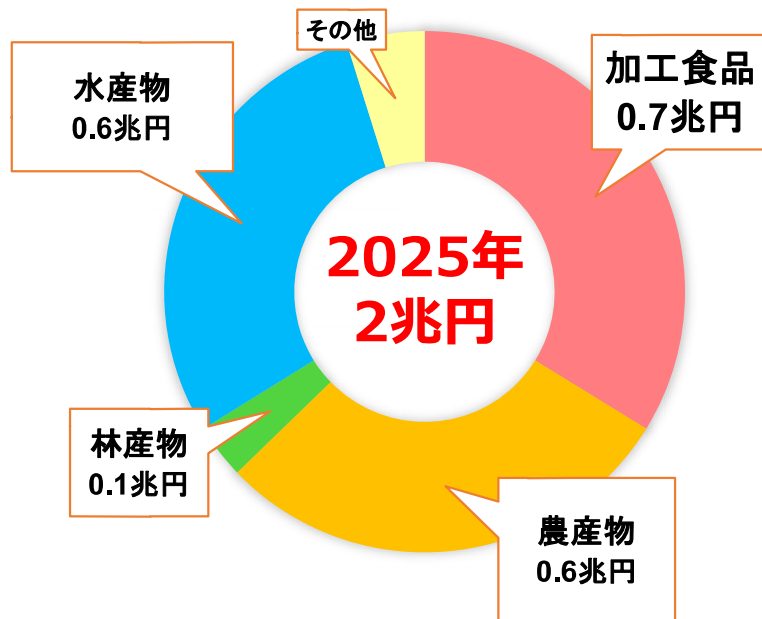
＜輸出額上位10品目＞

順位	品目	2021年 輸出額実績	前年対比
1	アルコール飲料	1,147億円	+61.4%
	うち清酒	402億円	+66.4%
2	ホタテ貝	639億円	+103.7%
3	牛肉	537億円	+85.9%
4	ソース混合調味料	435億円	+19.1%
5	清涼飲料水	406億円	+18.8%
6	ぶり	246億円	+42.6%
7	菓子（米菓除く）	244億円	+29.8%
8	さば	220億円	+7.7%
9	丸太	211億円	+28.9%
10	緑茶	204億円	+26.1%

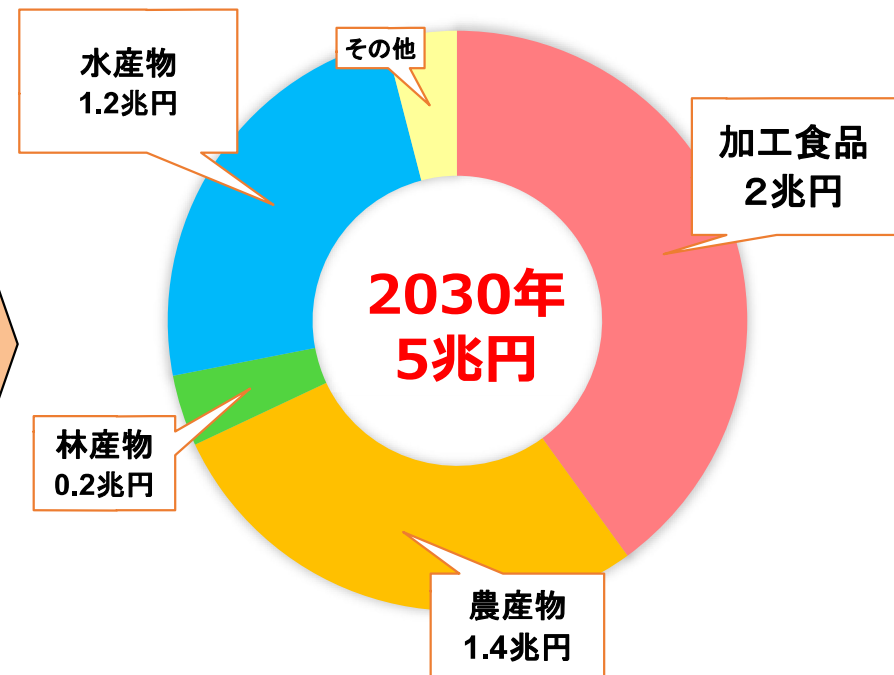
農林水産物・食品輸出額の目標

- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）等において、2030年における農林水産物・食品の輸出目標5兆円が決定。（農産物1.4兆円、水産物1.2兆円。）
 - ※ 輸出目標額の5兆円は国内農林水産物・加工食品の産出額の1割に相当。
- 海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きい品目として、29の重点品目と輸出目標を設定。水産物については、「ぶり」「たい」「ホタテ貝」「真珠」などを選定。

2025年2兆円目標の内訳



2030年5兆円目標の内訳



【出典：農林水産省資料に基づき公庫作成】

主な水産物の輸出実績

- ▶水産物(調製品除く)は前年比31.6%増加しており、他の品目と比較しても伸び率は大きい。
- ▶令和4年10月単月ベースでは、全品目の中でホタテ貝(+33億円)及び真珠(+13億円)の増加が顕著。

<2022年 1-10月 品目別の輸出実績(水産物)>

品目	金額 (百万円)	前年比 (%)
水産物 (調製品除く)	248,367	+31.6
ホタテ貝	76,821	+48.8
ぶり	28,432	+39.7
真珠	19,178	+36.6
さば	16,959	▲14.8
かつお・まぐろ類	15,310	▲10.2
いわし	10,974	+67.9
たい	6,185	+44.9
さけ・ます	3,417	+50.0
すけとうたら	2,477	+52.4
さんま	250	▲57.8
水産調製品	65,348	+27.1
なまこ(調製)	14,436	+6.7
練り製品	10,118	+10.5
ホタテ貝(調製)	8,311	+88.1
貝柱調製品	3,433	▲15.9

<2022年 1-10月 品目別の輸出先(水産物)>

順位	輸出先	金額(億円)
1	中国	741
2	香港	572
3	アメリカ	451
4	台湾	267
5	タイ	205
6	韓国	181
7	ベトナム	170

【出典：農林水産省資料に基づき公庫作成】

政府の輸出促進政策

- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定。**
- 2022年3月に**改正輸出促進法案**を国会へ提出し、2022年5月に**可決・成立。10月1日施行。**

◆改正輸出促進法のポイント

1 品目団体の法制化

- ・オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等に取り組み、市場の開拓等を行う法人を、申請に基づき認定する仕組みを創設

2 輸出事業計画の支援策の拡充

- ・輸出事業計画の記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を追加
- ・輸出事業計画の認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の業務の特例として、輸出事業に必要な資金の貸付けを措置（資金使途の追加、償還期限の延長）
- ※輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例を新設

3 民間検査機関による輸出証明書の発行

- ・国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設

4 有機JAS制度の改善（JAS法改正）

- ・JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加
- ・その他輸出促進に必要な事項を措置

輸出事業計画の支援策の拡充

- 令和4年10月1日付け改正輸出促進法が施行されたことに伴い、輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する支援策の拡充が措置されました。

輸出事業計画の認定制度とは

国内で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（輸出事業）に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる制度

（改正事項①）計画記載事項の追加

- 輸出事業計画の記載事項として輸出事業の用に供する施設の整備に関する事項を記載できることとする。（第37条第3項）

計画記載事項（第37条第2項及び第3項）

【必須記載事項（第37条第2項）】

- ① 輸出事業の目標
- ② 輸出事業の対象となる農林水産物・食品及び輸出先国
- ③ 輸出事業の内容及び実施期間
- ④ 輸出事業の実施に必要な資金額・調達方法
- ⑤ その他農林水産省令で定める事項
 - －輸出事業の対象となる農林水産物・食品の輸出の現状
 - －輸出拡大に向けた課題

【任意記載事項（第37条第3項）】（今回の改正により追加）

- ⑥ 施設の種類、規模その他の施設の整備内容
- ⑦ 施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積等

（改正事項②）計画に基づく支援策拡充

（1）農林水産物・食品輸出基盤強化資金

長期・低利の、設備資金・長期運転資金・他の事業者への出資・国内親会社から外国関係法人等への貸付けに必要な資金を措置。（第41条）

（2）農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置

輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）を措置。

（3）日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度

海外現地法人等が海外に拠点を有する金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたっての債務保証を措置。（第42条）

（4）食品等流通合理化促進機構による債務保証

輸出事業者が民間金融機関から借入れする際に、食品等流通合理化促進機構が債務保証することで、資金調達の円滑化を支援。（第40条）

（5）農地転用手续のワンストップ化

輸出事業計画の認定手続と農地転用の許可手続をワンストップ化し、輸出事業者の申請手続を簡素化。（第39条）

農林水産物・食品輸出基盤強化資金の概要

➤ 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、輸出事業計画の認定を受けた事業者を対象とする農林水産物・食品輸出基盤強化資金（資金使途に長期運転資金や海外子会社向けの資金を新設、償還期限25年以内）が創設されました。

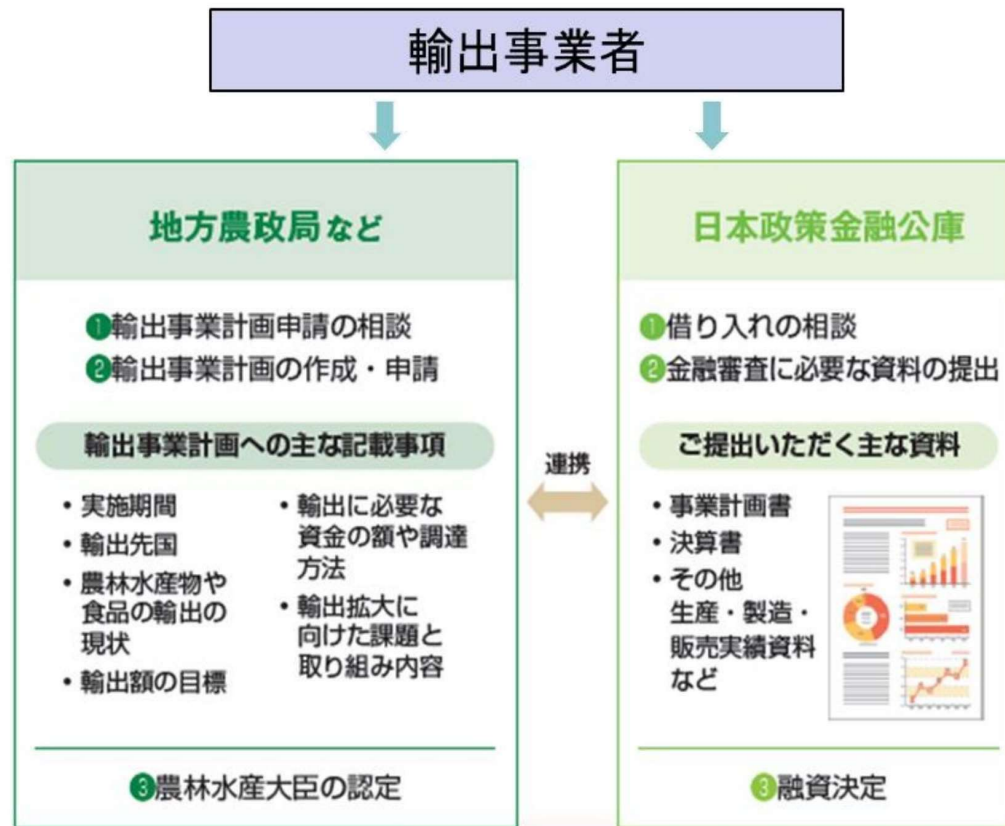
◆ご融資条件

対象者	認定輸出事業者 ※輸出事業に取り組む者（中間加工業者等を含む） ①農林漁業者、②食品等製造事業者、③食品等流通事業者 等
対象事業	輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの （１）農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修等 例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP 等に対応した加工施設の整備、 添加物等の混入を防止するための製造ラインの増設 （２）長期運転資金 例：輸出向け商品の試作品の製造費用、 製造ラインの本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など） （３）他の事業者への出資 （４）外国関係法人等向け資金 （（１）～（３）の資金を国内親会社から外国関係法人等へ貸付けするもの）
利率	0.35%～1.05%（設備資金（出資を含む）） 1.25%～1.80%（運転資金） （令和4年12月31日時点）※利率はご融資期間によって異なります。
融資期間	25年以内（うち据置期間3年以内） ※中小企業者は、10年超25年以内
融資限度額	負担額の80%以内

農林水産物・食品輸出基盤強化資金の手続きの流れ

- 日本公庫から農林水産物・食品輸出強化資金を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが必要です。また、地方農政局と日本公庫でそれぞれお手続きをする必要があります。

◆お手続きの流れ



◆ご利用イメージ

輸出先国の規制に対応した製造ラインの増設に

輸出先国の添加物などの規制に対応した設備投資を計画。収益化までに時間がかかることから、なるべく返済負担を減らし、長期で返済したい。



市場調査などに必要な運転資金の調達に

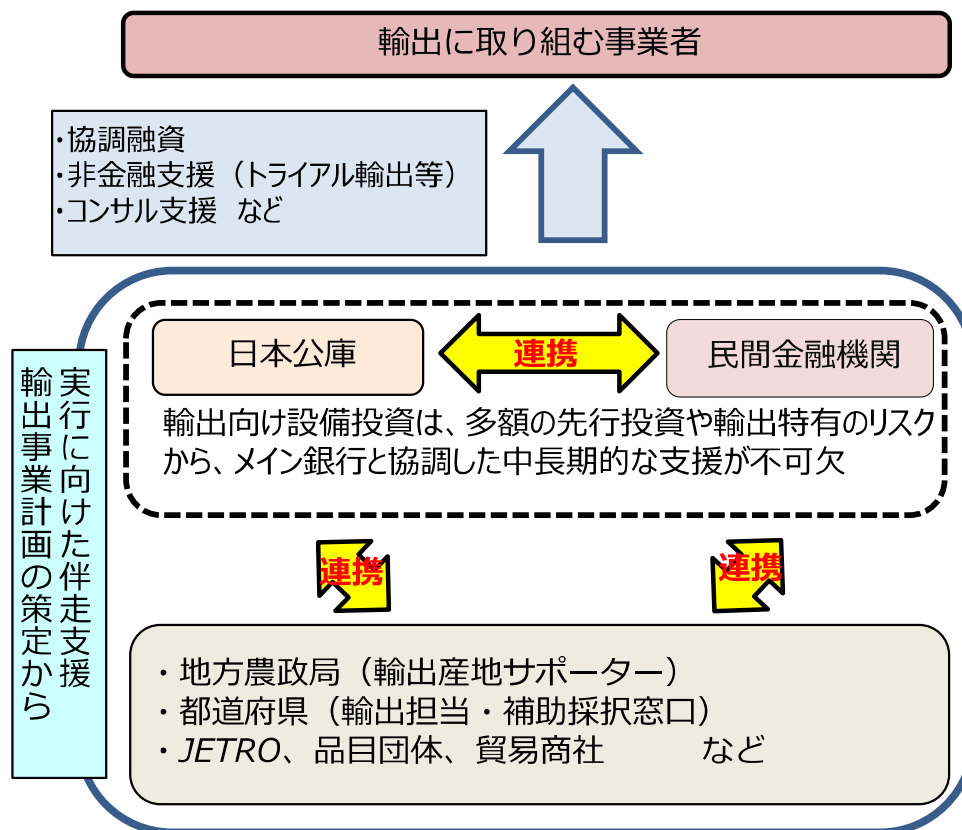
輸出先国の消費者ニーズを掴むため、現地で市場調査を実施。また、開催される商談会やセミナーにも参加予定。これらに必要な運転資金を利用したい。



関係機関と連携した伴走支援

- 輸出は、①海外の規制に対応するための施設整備等に多額の費用が必要となる、②設備投資から収益化するまでに一定の期間が必要となる、③輸出事業の安定や拡大にも様々な経費が必要となる、といったことが課題となっています。
- 日本公庫は、国・都道府県・JETROや民間金融機関などと密に連携し、輸出事業計画の策定から実行に向けた伴走支援を行い、中長期的な視点で海外でも稼げる経営体・地域産業の育成に取り組みます。

連携支援スキーム



支援事例

- ・ 当社はオホーツク近海で獲れた新鮮な魚介類の加工・販売を行う。主力商品は、水揚げされるホタテを産地で加工した冷凍ホタテ貝柱。2010年には対米HACCP認定のホタテ工場を建設し、米国に冷凍ホタテ貝柱の輸出を開始。2015年には対EUHACCP認定を取得し、輸出地域を拡大。
- ・ 海外でホタテの需要が高まる一方で水産加工の現場では人手不足が深刻化していることから、2021年に公庫資金とA銀行・B銀行の協調融資により、ホタテ工場を改修し、自動殻剥き機を2基増設。
- ・ 設備投資により大幅に省力化されるとともに、冷凍ホタテ貝柱の生産力が約1.5倍に強化されるため、オホーツクブランドホタテの輸出拡大に貢献。



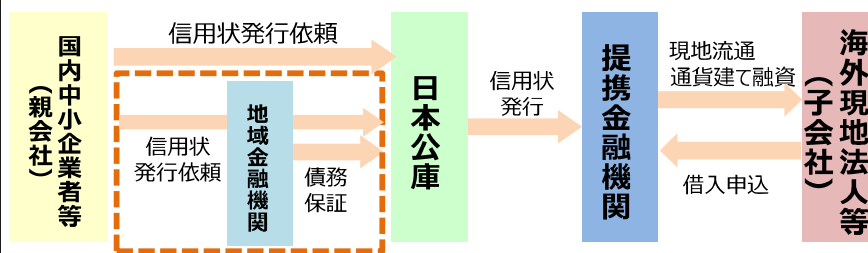
中小企業事業によるスタンバイ・クレジット(SBLC)制度

- SBLC制度は、中小企業者の海外現地法人が、公庫の提携金融機関（中央右図参照）から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために公庫が信用状を発行する制度で、海外での円滑な資金調達を支援するものです。
- 地域金融機関と連携したスキーム(連携型SBLCという。スキーム図参照)も構築しています。連携型SBLCを利用することで、地域金融機関は、自ら海外金融機関との煩雑な交渉を行うことなく、顧客に対し現地流通通貨建てでの資金調達を支援することができます。

<SBLC制度の概要>

- 対象国・地域：11カ国・地域 ○通 貨：現地流通通貨建て
- 特 徴：
 - ・海外現地法人が国内親会社から資金調達（出資受入や借入等）する場合に比べ、**国内親会社のバランスシートがスリム化**
 - ・国内親会社の資金負担を負わずに、**海外現地法人が直接借入を行うことで、財務戦略上の独立化が可能**
 - ・**現地流通通貨にて借入を行うことで、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避可能**

◆スキーム図 地域金融機関と連携したスキーム

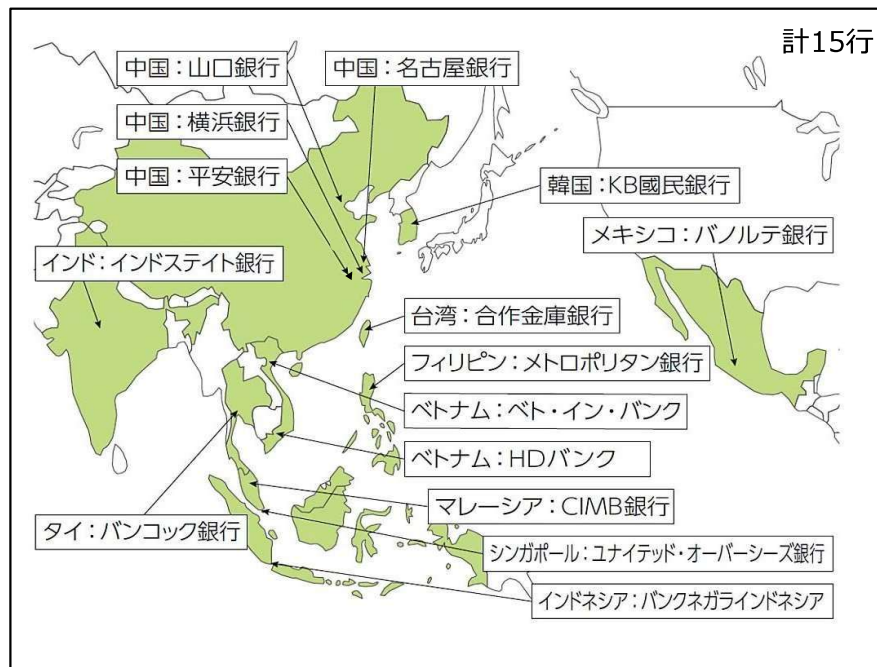


<連携型SBLCの事例>

- プロニクス株式会社は精密部品等のプラスチック成型加工業者で、取引先の海外進出に対応するため、タイに現地法人を設立。
- 中小企業事業は連携型SBLCにより、京都信用金庫と連携してバンコック銀行に対し信用状を発行し、タイ法人のタイパーツでの資金調達を支援。



<SBLCの提携金融機関>



<SBLCの連携金融機関>

計61金融機関

地方銀行	18/全62行	信用金庫	25/全254金庫
第二地方銀行	17/全37行	信用組合	1/全145組合

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しします。

特例の概要

- 輸出促進法の改正を前提に、改正法の施行から令和5年度末までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、
- ① **機械装置は30%、**
 - ② **建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間**行うことができる。

特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

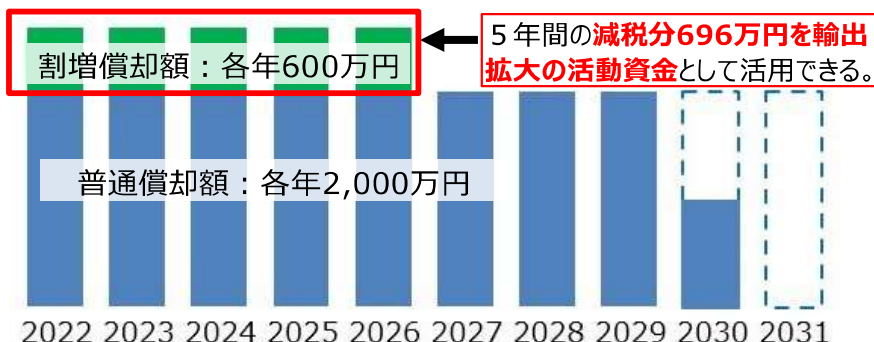
割増償却の効果

- **2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間において、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。**

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円

※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円

特例の適用イメージ



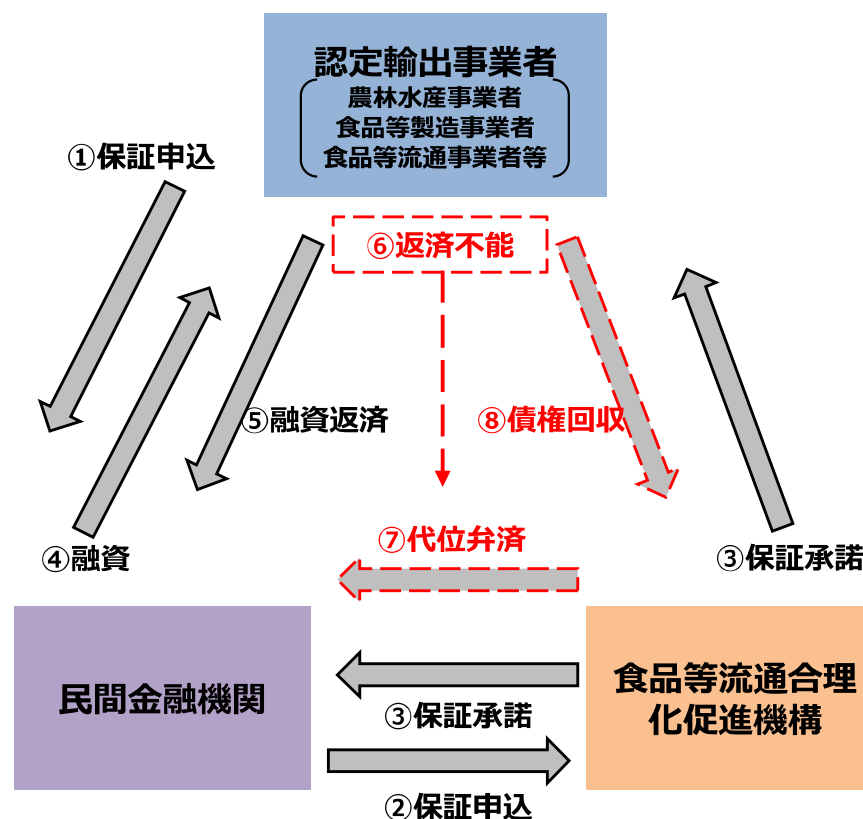
食品等流通合理化促進機構による債務保証（食品等流通法の特例）

- 輸出事業者が商談会や展示会への出展等の販路開拓、テスト輸出等の輸出事業に当たって必要な資金を民間金融機関から借り入れる際に、食品等流通合理化促進機構が債務保証をすることで資金調達の円滑化を図ります。

事業の概要

- ① **保証対象者**
 - ・ 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- ② **保証期間**
 - ・ 設備資金：20年以内
 - ・ 運転資金：5年以内
- ③ **保証限度額**
 - ・ 最大4億円
- ④ **保証範囲**
 - ・ 90%以内
- ⑤ **保証料率**
 - ・ 年0.8%以内

スキーム図（計画認定後）



農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業

- 食品等事業者・農林水産事業者が、豚熱や病害虫等の発生や輸出先国の規制などのリスクを伴う農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受ける際に必要となった保証料の負担を軽減するための支援を行います。

< 事業の内容 >

1. 対象者

認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）

2. 措置内容等

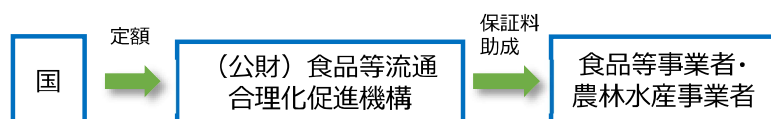
①対象

食品等事業者・農林水産事業者が、**認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金**の民間金融機関からの信用保証付き借入れ

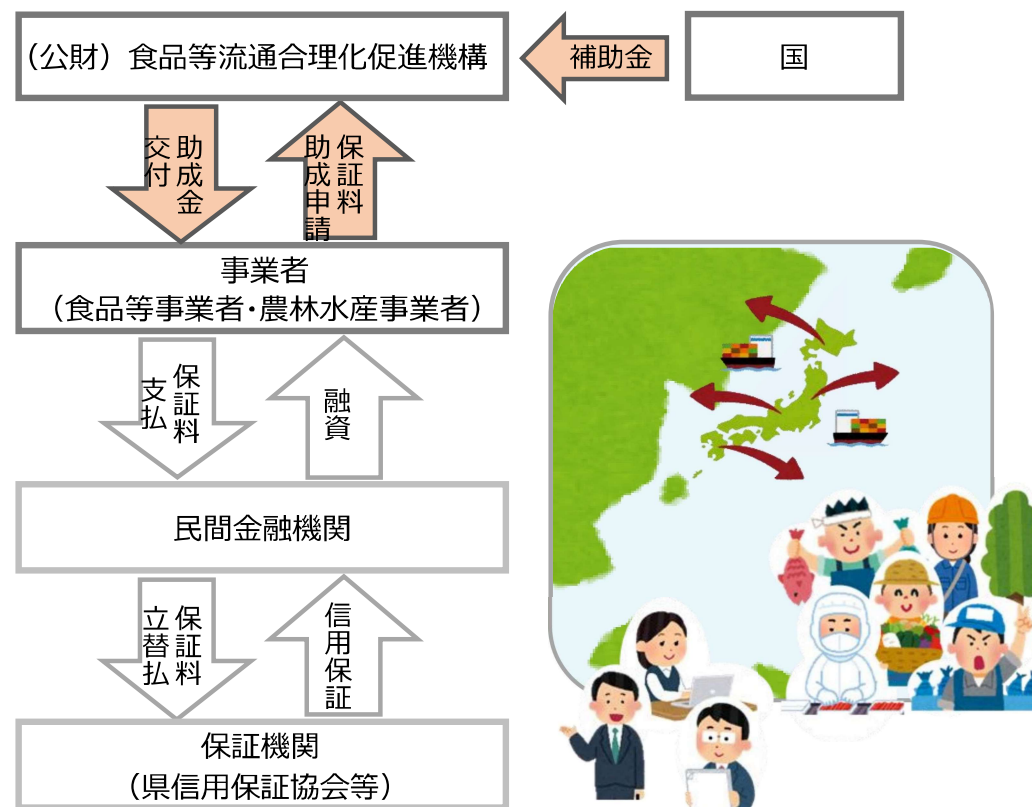
②措置内容

①にかかる信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った**保証料に関して、借入当初5年間分の保証料の1/2相当額を支援**します。

<事業の流れ>



< 事業イメージ >



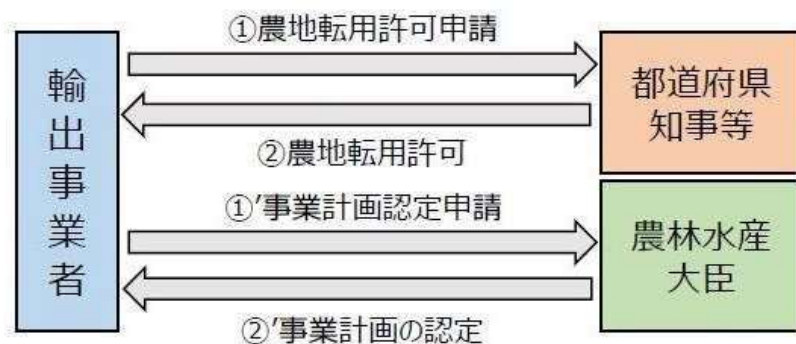
農地転用手続きのワンストップ化

- 輸出事業計画の認定手続きと農地転用の許可手続きをワンストップ化することで、手続きが簡素化されるとともに、申請者の負担が軽減されます。なお、転用許可の要件に変更はありません。

スキーム図

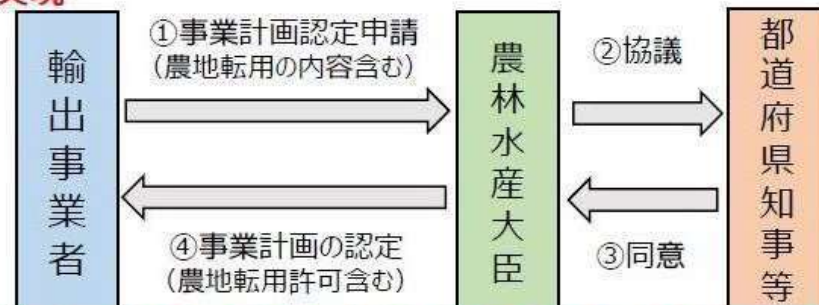
【従来】

それぞれに申請する必要があり、申請手続きが煩雑



【改正後】

申請をワンストップ化できることで、申請手続きの簡素化を実現



イメージ

農業者が共同で利用する、輸出に必要な温度管理をするための集出荷施設

輸出に向けて、長時間の輸送・保管に耐えられるよう高度な鮮度保持処理を行い、かつ、海外が求める規格に適合したものを選別するための予冷・貯蔵倉庫を整備。



公庫の主な輸出支援メニュー

(1) 輸出相談の個別対応（輸出全般支援）

農林水産事業本支店に農林漁業者・食品企業を対象にした海外展開に関する相談窓口を設置し、お客さまの個別相談に対応します。また、相談内容に応じて、関係機関とも連携を図り対応します。

(2) 輸出関連の情報提供（輸出前支援）

農林水産省やJETRO等と連携し、農林漁業者や食品企業の皆さまを対象とした輸出関連セミナーを実施しています。また、日本公庫作成の「情報クリップ」等を通じて輸出に関する情報をお客さまへ提供します。

(3) 輸出にあたり必要となる設備資金・運転資金のご融資

農林漁業者や食品企業が、自らの経営改善や国内農林漁業の振興のために、海外へ国産農林水産物やその他加工品を輸出する場合に必要な資金を、日本公庫農林水産事業の資金制度においてご利用いただけます。

(4) トライアル輸出支援事業（貿易商社、専門家との連携）

国内外の貿易商社と契約・提携し、新たに輸出に取り組むお客さまに対して、試験的な輸出を支援します。また、輸出の事前準備（規制・市場対応の調査）について、お客さまの課題に応じた専門家を紹介します。

(5) 商談の場を提供・商談サポート

JETRO等と連携し、国内外商談会、海外見本市の場を提供します。

また、必要に応じて、商談会や見本市へ出張・同行し、商談をサポートします。

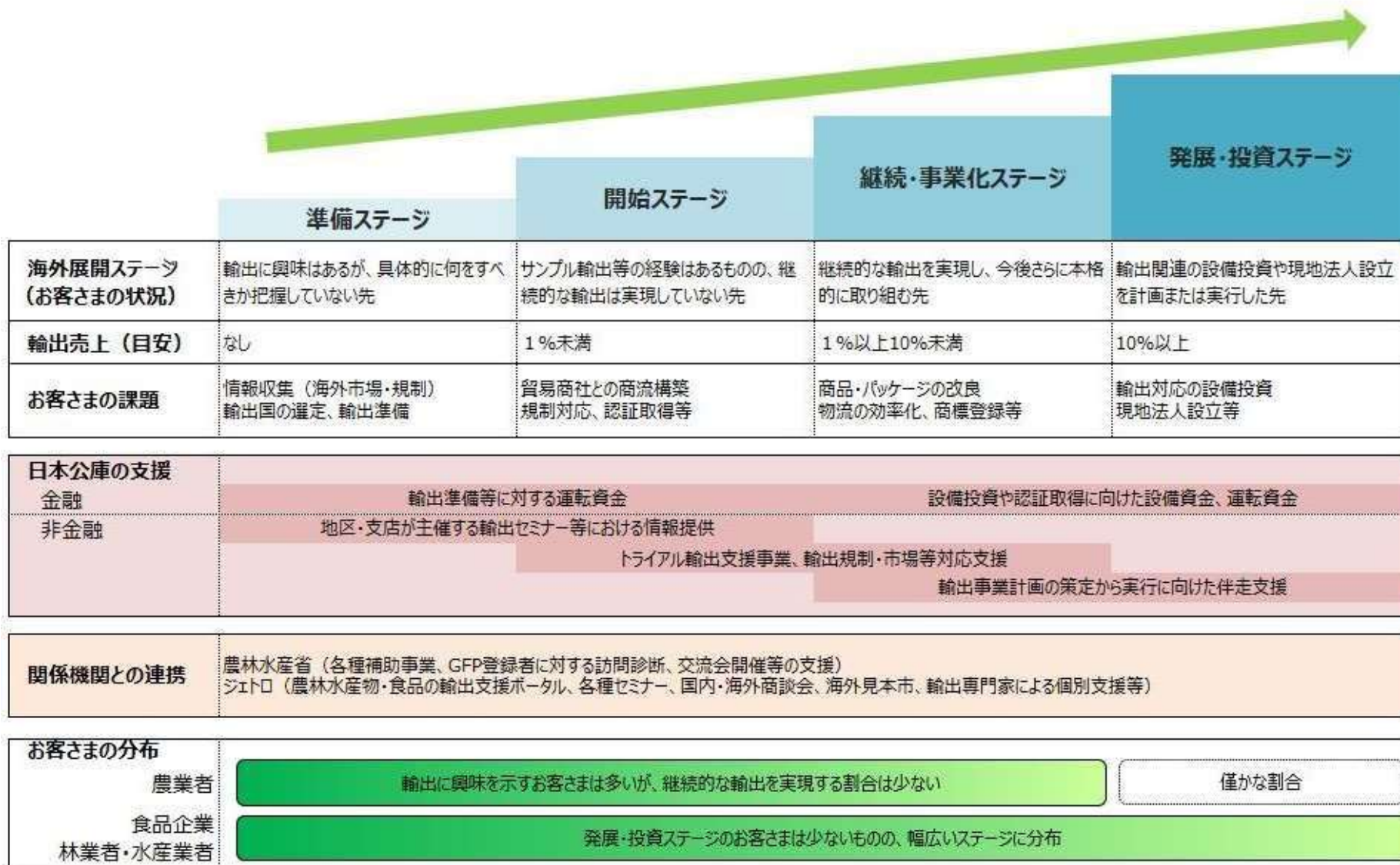
【商談会・見本市の例】

- ① 日本公庫主催のアグリフードEXPOにて海外展開相談コーナーを設置
- ② 海外見本市（ジャパンパビリオン）に日本公庫お客さま向けブースを設置



事業者の取組みステージに応じた支援

- 輸出に取り組む農林漁業者・食品関係企業等に対して、農林水産省やJETRO、民間金融機関等との連携により、お客さまの取組みステージに合わせた支援を実施しています。



日本政策金融公庫 農林水産事業 支店一覧

支店名	住所	代表電話番号	支店名	住所	代表電話番号
札幌支店	札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル4階	011-251-1261	名古屋支店	名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル6階	052-582-0741
帯広支店	帯広市大通南9-4 帯広大通ビル3階	0155-27-4011	津支店	津市万町津133 3階	059-229-5750
北見支店	北見市幸町1-2-22 2階	0157-61-8212	大津支店	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル4階	077-525-7195
青森支店	青森市長島1-5-1 AQUA青森長島ビル3階	017-777-4211	京都支店	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101 アーバンネット四條烏丸ビル4階	075-221-2147
盛岡支店	盛岡市菜園2-7-21 4階	019-653-5121	大阪支店	大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング8階	06-6131-0750
仙台支店	仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル11階	022-221-2331	神戸支店	神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイビル11階	078-362-8451
秋田支店	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング4階	018-833-8247	奈良支店	奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービルディング5階	0742-32-2270
山形支店	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館3階	023-625-6135	和歌山支店	和歌山市十二番丁58 2階	073-423-0644
福島支店	福島市栄町6-6 ユニックスビル3階	024-521-3328	鳥取支店	鳥取市末広温泉町723 鳥取県JA会館6階	0857-20-2151
水戸支店	水戸市南町3-3-55 5階	029-232-3623	松江支店	松江市殿町111 松江センチュリービル7階	0852-26-1133
宇都宮支店	宇都宮市二番町1-31 5階	028-636-3901	岡山支店	岡山市北区柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル9階	086-232-3611
前橋支店	前橋市本町1-6-19 5階	027-243-6061	広島支店	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング6階	082-249-9152
さいたま支店	さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル6階	048-645-5421	山口支店	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口4階	083-922-2140
千葉支店	千葉市中央区新町1000 センシティタワー14階	043-238-8501	徳島支店	徳島市中洲町1-58 3階	088-656-6880
東京支店	千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー2階	03-3270-9791	高松支店	高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル3階	087-851-2880
横浜支店	横浜市中区南仲通2-21-2 3階	045-641-1841	松山支店	松山市三番町6-7-3 5階	089-933-3371
新潟支店	新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル3階	025-240-8511	高知支店	高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア3階	088-825-1091
富山支店	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル2階	076-441-8411	福岡支店	福岡市博多区博多駅前3-21-12 7階	092-451-1780
金沢支店	金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル5階	076-263-6471	佐賀支店	佐賀市駅南本町4-21 5階	0952-27-4120
福井支店	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル6階	0776-33-2385	長崎支店	長崎市大黒町10-4 4階	095-824-6221
甲府支店	甲府市丸の内2-26-2 2階	055-228-2182	熊本支店	熊本市中央区安政町4-22 4階	096-353-3104
長野支店	長野市三輪田町1291 3階	026-233-2152	大分支店	大分市都町2-1-12 5階	097-532-8491
岐阜支店	岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37 西棟3階	058-264-4855	宮崎支店	宮崎市橘通東3-6-30 4階	0985-29-6811
静岡支店	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル6階	054-205-6070	鹿児島支店	鹿児島市千日町1-1 センテラス天文館5階	099-805-0511

第13回「えひめ水産業WEBセミナー」

セミナー閉会

本日は、ご参加・ご視聴頂きまして誠にありがとうございました。

次回セミナーのご案内 日 時：令和5年2月14日（火）15：00～16：30

テーマ：「漁業者が活用できる補助金について」

講師：中小企業診断士 白石 秀一 氏

セミナーは、愛媛県信漁連ホームページ（オンラインセミナー）からお申込み頂けます。

皆様のご参加をお待ちしております。

（主催：愛媛県信用漁業協同組合連合会）